

売 渡 仮 契 約 書 (案)

件 名	大分市葬斎場及び佐賀関火葬場残骨灰売渡	想定残骨灰重量
		12,450kg
契約単価	¥ [] 円 (1kg当たり)	
契約金額	¥ [] 円 (概算総額) (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ [] 円)	
引渡場所	大分市葬斎場 (大分市大字竹中562番地の1) 佐賀関火葬場 (大分市大字佐賀関2865番地)	
履行期間	本契約成立後売渡者の指定する日 から 令和7年3月31日	
契約保証金	大分市契約事務規則第7条第4号により免除	

上記について、大分市(以下「売渡者」という。)と [] (以下「買受者」という。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、大分市契約事務規則及び次の条項によって仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上各自1通を保有する。

令和 [] 年 [] 月 [] 日

売渡者 契約担当者
住 所 大分市荷揚町2番31号
代 表 者 大分市長 足立信也 (印)

買受者 住 所 []
商号又は名称 []
代 表 者 [] (印)

(総則)

- 第1条 売渡者及び買受者は、この契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする売渡契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 買受者は、契約書記載の件名に係る業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとし、買受者は、その契約金額を予納し、履行期間終了後に清算するものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約書の履行に関して売渡者と買受者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約書の履行に関して売渡者と買受者との間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 7 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約書の履行に関して売渡者と買受者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第32条の規定に基づき、売渡者と買受者との協議の上選定される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 売渡者が、第7条に規定する施設管理担当者を定めたときは、この契約の履行に関し、買受者から売渡者に提出する書類（業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。）は、施設管理担当者を経由するものとする。
- 12 前項の書類は、施設管理担当者に提出された日に売渡者に提出されたものとみなす

(業務計画書)

- 第2条 買受者は、仕様書に従い、業務の実施に先立って業務計画書（別紙1）を作成し、売渡者に提出し、その承諾を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 買受者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、売渡者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第4条 買受者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 買受者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により売渡者の承諾を得なければならない。

(特許権等の使用)

- 第5条 買受者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法

を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、売渡者がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、買受者がその存在を知らなかったときは、売渡者は、買受者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(使用人に関する買受者の責任)

第6条 買受者は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

2 買受者は、法令で資格の定めのある業務に従事させる買受者の使用人については、その氏名及び資格について売渡者に通知し、その承諾を受けなければならない。使用人を変更したときも同様とする。

買受者は、これら以外の使用人については、売渡者の請求があるときは、その氏名を売渡者に通知しなければならない。

(施設管理担当者)

第7条 売渡者は、この契約の履行に関し売渡者の指定する職員(以下「施設管理担当者」という。)を定めたときは、その氏名を買受者に通知するものとする。施設管理担当者を変更したときも同様とする。

2 施設管理担当者は、この契約書の他の条項に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての買受者又は買受者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
- (2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する買受者の確認又は質問に対する回答
- (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(業務責任者)

第8条 買受者は、業務を実施するに当たって業務責任者及び従事者(以下「業務責任者等」という。)を定め、その氏名を売渡者に通知するものとする。また、業務責任者等を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約金額の予納及び清算、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく買受者の一切の権限を行使することができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第9条 売渡者は、買受者が業務に着手した後に買受者の業務責任者又は使用人が業務の履行について著しく不相当であると認められるときは、買受者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 買受者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に売渡者に通知しなければならない。

3 買受者は、施設管理担当者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、売渡者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 売渡者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に買受者に通知しなければならない。

(業務の報告等)

- 第10条 買受者は、仕様書に従い、売渡者に対して処理等報告書を提出しなければならない。
- 2 売渡者又は施設管理担当者は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、買受者に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(控室等)

- 第11条 売渡者は、業務の実施につき必要があると認める場合は、買受者に対して控室、仮眠室、資機材置場等（以下「控室等」という。）を提供するよう努めるものとする。
- 2 買受者は、売渡者から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、買受者は、これらを売渡者に返還すべきときは、これらを原状に回復しなければならない。

(関連作業等を行う場合)

- 第12条 売渡者は、買受者の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ買受者に通知し、売渡者及び買受者は協力して施設の保全に当たるものとする。

(業務内容の変更)

- 第13条 売渡者は、必要があるときは、業務内容の変更を買受者に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、売渡者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は買受者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第14条 履行期間の変更については、売渡者と買受者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、売渡者が定め、買受者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、売渡者が買受者の意見を聴いて定め、買受者に通知するものとする。ただし、売渡者が履行期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、買受者は、協議開始の日を定め、売渡者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

- 第15条 契約金額の変更については、売渡者と買受者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には売渡者が定め、買受者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、売渡者が買受者の意見を聴いて定め、買受者に通知するものとする。ただし、売渡者が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、買受者は、協議開始の日を定め、売渡者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、買受者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に売渡者が負担する必要な費用の額については、売渡者と買受者とが協議して定める。

(臨機の措置)

- 第16条 買受者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、売渡者の指示を受け、又は売渡者と買受者とが協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、買受者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。
- 2 前項の場合においては、買受者は、そのとった措置の内容を遅滞なく売渡者に通知しなければならない。
 - 3 売渡者又は施設管理担当者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、買受者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 買受者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でない認められる部分については、売渡者がこれを負担する。

(損失負担)

- 第17条 買受者は、業務の実施について売渡者に損害を与えたときは、直ちに売渡者に報告し、損害を賠償しなければならない。
- 2 買受者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに売渡者に報告し、買受者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が売渡者の責めに帰すべき事由によるときにはその限度において売渡者の負担とする。
 - 3 買受者は、買受者の責めに帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責めを負わない。

(検査)

- 第18条 買受者は、業務を実施し、その一部が終了した都度、その旨を売渡者に通知しなければならない。
- 2 売渡者又は売渡者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項により業務終了の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。
 - 3 買受者は、業務が前項の検査に合格しないときは、売渡者の指定する期限までに修正して売渡者の検査を受けなければならない。この場合においては、修正の完了を業務の終了とみなして前各項の規定を準用する。

(代金の納入)

- 第19条 契約金額は、売渡者が発行する納入通知書により、売渡物の受渡の開始までに予納を行うものとする。
- 2 売渡物の計量によって確定した数量と、売渡者の推定した数量との間に差異を生じた場合は、売渡者は、買受者に対して、契約単価に確定した数量を乗じて計算した金額と予納金額との差額を追徴若しくは還付するものとする。

(業務の履行責任)

- 第20条 第18条の規定による検査において通常発見し得ない不完全履行で、検査合格の日から1年以内に発見されたものについては、売渡者は、買受者に対して相当の期間を

定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該不完全履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして買受者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(売渡者の契約解除権)

第21条 売渡者は、買受者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第4条又は第29条の規定に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 売渡者は、買受者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 買受者が業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 買受者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 買受者の債務の一部の履行が不能である場合又は買受者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約をした目的を達することができない場合において、買受者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、買受者がその債務の履行をせず、売渡者が前項の催告をしてもこの契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 買受者が第25条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (7) 買受者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（買受者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、買受者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ この契約に関し、再委託契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と当該契約を締結したと認められるとき。
 - ト この契約に関し、買受者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、売渡者が買受者に対して当該契約の解除を求め、買受者がこれに従わなかったとき。
- 3 売渡者は、買受者が第1項各号又は前項各号に定める場合に該当することが売渡者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2項の規定による契約の解除をすることができない。
- 4 売渡者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、第19条第1項で納入した代金から当該検査合格部分に相当する数量に契約単価を乗じて計算した金額を差し引いて還付するものとする。

（契約が解除された場合等の違約金）

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、買受者は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として、売渡者の指定する期限までに売渡者に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 買受者がその債務の履行を拒否し、又は、買受者の責めに帰すべき事由によって買受者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 買受者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 買受者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 買受者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第2項第7号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、売渡者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（売渡者の任意解除権）

第23条 売渡者は、業務が完了しない間は、第21条第1項又は第2項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 第21条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
- 3 売渡者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより買受者に損害

を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合その他の不正行為に対する売渡者の解除権)

第24条 売渡者は、買受者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、買受者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条若しくは第19条の規定に違反し、又は買受者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買受者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)又は第20条の2から第20条の6の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が買受者又は買受者が構成事業者である事業者団体(以下「買受者等」という。)に対して行われたときは、買受者等に対する命令で確定したものをいい、買受者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、買受者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買受者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、買受者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

(買受者の契約解除権)

第25条 買受者は、売渡者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 売渡者が第29条の規定に違反したとき。
 - (2) 売渡者が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 買受者は、第13条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。
- 3 買受者は、売渡者が第1項各号又は前項に定める場合に該当することが買受者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2項の規定による契約の解除をすることができない。

- 4 第21条第4項の規定は、第1項又は第2項の規定により契約が解除された場合に準用する。
- 5 売渡者は、第1項又は第2項の規定により契約が解除された場合において、これにより買受者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

- 第26条 買受者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第21条第4項の検査合格部分で使用されているものを除き、売渡者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が買受者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分で使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 買受者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を売渡者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が買受者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 3 買受者は、契約が解除された場合において、控室等に買受者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（再委託者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、買受者は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、売渡者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、買受者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、売渡者は、買受者に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、買受者は、売渡者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、売渡者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

(賠償の予約)

- 第27条 買受者は、第24条第1項各号（同項第4号による刑法第198条による刑が確定したときを除く。）のいずれかに該当するときは、売渡者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による契約金額の10分の2に相当する額を売渡者が指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。
- 2 前項の規定は、売渡者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 3 買受者が賠償金を第1項の規定により売渡者が指定する期間内に支払わないときは、売渡者は、その支払わない額に、売渡者の指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間についてその日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）を乗じて計算した額の利息を付した額を買受者から徴収する。

(相殺)

- 第28条 売渡者は、買受者に対して有する金銭債権があるときは、買受者が売渡者に対し

て有する保証金返還請求権、契約金請求権その他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、買受者は、売渡者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は売渡者が指定する。

(秘密の保持)

第29条 売渡者及び買受者は、本契約業務の履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる買受者の使用人も同様の義務を負い、この違反について買受者はその責めを免れない。

(遅延利息の徴収)

第30条 買受者の責めに帰すべき事由により、買受者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、売渡者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで財務大臣の決定する率を乗じて計算した遅延利息を徴収する。

2 売渡者の責めに帰すべき事由により、売渡者がこの契約書に基づく第19条第2項の規定による契約金額の還付又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、買受者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで財務大臣の決定する率を乗じて計算した遅延利息を請求することができる。

(賠償等の徴収)

第31条 買受者がこの契約書に基づく損害賠償金又は違約金を売渡者の指定する期間内に支払わないときは、売渡者は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、売渡者に納入した代金とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(紛争の解決)

第32条 この契約書の各条項において売渡者と買受者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、売渡者が定めたものに買受者が不服があるときその他契約に関して売渡者と買受者との間に紛争を生じたときは、売渡者及び買受者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、売渡者と買受者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは売渡者と買受者とで折半し、その他のものは売渡者と買受者とがそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務の実施に関する紛争、買受者の使用人又は買受者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び施設管理担当者の業務の執行に関する紛争については、第9条第2項及び第4項の規定により買受者が決定を行った後又は売渡者若しくは買受者が決定を行わずに同条第2項及び第4項の期間が経過した後でなければ、売渡者又は買受者は、第1項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、売渡者又は買受者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の売渡者と買受者との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

- 4 売渡者又は買受者は、申出により、この契約の各条項の規定により行う売渡者と買受者との間の協議に第1項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を読み替えて準用する。

(個人情報保護)

第33条 買受者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(その他)

第34条 この仮契約は大分市議会の議決を得た後、売渡者が買受者に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約としての効力が生ずるものとする。ただし、大分市議会の議決が得られなかったことにより、買受者に損害が生じても、売渡者は、一切の責めを負わない。

- 2 この仮契約締結後、前項に規定する意思表示をするまでの間に、買受者が次の各号のいずれかに該当した場合、売渡者は、仮契約の解除を行うことができるものとする。この場合において、売渡者は、契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

- (1) 大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号）に基づく指名停止措置を受けたとき。
- (2) 大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置を受けたとき。
- (3) 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(補則)

第35条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて売渡者と買受者との間で協議して定める。